

（第54号議案）

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）の概要

地方税法の改正に伴い、中野区特別区税条例（以下「条例」という。）を次のように改正する。

1 新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置

(1) 寄附金税額控除の特例措置の創設

所得割の納税義務者が、政府の自粛要請により文化・芸術・スポーツイベント等が中止されたことにより生じた入場料金等払戻請求権を放棄して、所得税の寄附金税額控除の対象になり、かつ住民の福祉の増進に寄与するものとして区の条例で定める基準に合致（入場料金等払い戻し請求権の放棄）した場合には、その合計額（上限額20万円）の寄附金を支出したとみなし、寄附金税額控除の規定を適用する。

＜令和3年1月1日施行＞

【条例付則第18条】

(2) 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化に係る特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れ、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合でも、一定の期日までに契約を行い令和3年12月31日までの間に居住の用に供したときは、適用期限を1年間延長し、令和16年度までとする。

＜令和3年1月1日施行＞

【条例付則第19条】

(3) 徴収猶予の特例措置の手続き

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、令和2年2月以降の収入に相当の減少があったものに適用される徴収猶予の特例に関し、申請書の記載不備に係る訂正期限等の手続きを定める。

＜公布の日施行＞

【条例付則第17条】

(4) 軽自動車税に関する特例措置

環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限の延長

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽乗用車の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとする。

＜公布の日施行＞

【条例付則第5条の2】

2 特別区民税に関する改正

(1) ひとり親に対する措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

ア 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、前年の合計所得金額が500万円以下である場合には、ひとり親控除（控除額30万円）を適用する。ひとり親控除の適用以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（500万円以下）を設ける。

また、ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に夫（未届）又は妻（未届）の記載がある者は対象外とする。

＜令和3年1月1日施行。令和3年度課税から適用＞

【条例第17条】

イ 寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする。

＜令和3年1月1日施行。令和3年度課税から適用＞

【条例第10条】

ウ 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族申告書にその旨の記載を不要とする。

＜公布の日施行＞

【条例第24条の2、第24条の3】

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長

特例の適用期限を3年間延長し、令和6年度課税分（現行：令和3年度課税分）までとする。

＜公布の日施行＞

【条例付則第4条】

(3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

居住用や事業用その他の用途に供されていない低未利用土地等の譲渡（親族間を除く）について、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。

＜令和3年1月1日施行＞

【条例付則第10条】

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長

特例の適用期限を3年間延長し、令和5年度課税分（現行：令和2年度課税分）までとする。

＜公布の日施行＞

【条例付則第11条】

3 特別区たばこ税に関する改正

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。

ただし、激変緩和の観点から2段階で実施することとし、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する方法とする。

実施時期	1本当たりの重量	課税方式
現 行	全て	重量により 1グラム当たり1本
令和2年10月1日	0.7グラム未満	紙巻たばこ0.7本
令和3年10月1日	1グラム未満	紙巻たばこ1本

＜令和2年10月1日・令和3年10月1日施行＞

【条例第49条】

(第 5 4 号議案)

第 1 条による改正

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	改正前
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 (略)	第 1 節 (略)
第 2 節 賦課徴収	第 2 節 賦課徴収
第 5 条～第 8 条 (略)	第 5 条～第 8 条 (略)
(年当たりの割合の基礎となる日数)	(年当たりの割合の基礎となる日数)
第 8 条の 2 前条、第 3 1 条第 2 項、第 3 6 条の 1 2 第 2 項、第 3 6 条の 1 4 第 2 項、 <u>第 4 9 条の 3 の 3 第 5 項</u> 及び第 4 9 条の 4 第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、 <u>閏年</u> ^{じゆん} の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。	第 8 条の 2 前条、第 3 1 条第 2 項、第 3 6 条の 1 2 第 2 項、第 3 6 条の 1 4 第 2 項及び第 4 9 条の 4 第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、 <u>閏年</u> の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。
第 2 章 普通税	第 2 章 普通税
第 1 節 特別区民税	第 1 節 特別区民税
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
(区民税の非課税の範囲)	(区民税の非課税の範囲)
第 1 0 条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 3 6 条の 2 の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。	第 1 0 条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 3 6 条の 2 の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 障害者、未成年者、寡婦又は <u>ひとり親</u> （これらの者の前年の合計所得金額が 1, 2 5 0, 0 0 0 円を超える場合を除く。）	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は <u>寡夫</u> （これらの者の前年の合計所得金額が 1, 2 5 0, 0 0 0 円を超える場合を除く。）
2 (略)	2 (略)
第 1 1 条～第 1 6 条 (略)	第 1 1 条～第 1 6 条 (略)
(所得控除)	(所得控除)
第 1 7 条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項の各号のいずれか又は同条第 2 項に掲	第 1 7 条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項の各号のいずれか又は同条第 2 項に掲

げる者に該当する場合においては、同条第1項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第18条～第22条 (略)

(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第18条～第22条 (略)

(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 (略)

第24条 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

2～8 (略)

第24条 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

第25条～第36条 (略)

第2節・第3節 (略)

第4節 特別区たばこ税

第47条～第48条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第49条 (略)

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

区分	重量
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

第25条～第36条 (略)

第2節・第3節 (略)

第4節 特別区たばこ税

第47条～第48条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第49条 (略)

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第49条の2 (略)

(たばこ税の課税免除)

第49条の3 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第49条の3の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 (略)

第49条の3の2 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第49条の3の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第49条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第49

第49条の2 (略)

(たばこ税の課税免除)

第49条の3 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

第49条の3の2 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第49条の3の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第49条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第49

条の3第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

第49条の3の4～第49条の5 (略)

第5節・第6節 (略)

第3章 (略)

付 則

第1条・第2条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第49条の3の3第5項及び第49条の4第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第2条の2の2～第3条の5 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による

条の3第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

第49条の3の4～第49条の5 (略)

第5節・第6節 (略)

第3章 (略)

付 則

第1条・第2条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第49条の3の3第5項及び第49条の4第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第2条の2の2～第3条の5 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による

申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

第5条 （略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第5条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（付則第5条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第5条の2の2～第9条 （略）

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条

申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

第5条 （略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第5条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第5条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第5条の2の2～第9条 （略）

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場

の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定

合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定

地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）
の場合において、所得割の納税義務者が、その有
する土地等につき、租税特別措置法第33条から
第33条の4まで、第34条から第35条の3ま
で、第36条の2、第36条の5、第37条、第
37条の4から第37条の6まで、第37条の8
又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、
当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅
地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良
住宅地等予定地のための譲渡に該当しないもの
とみなす。

第11条の2～第16条 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予
の特例に係る手続等）

第17条 第5条の3第7項の規定は法附則第5
9条第3項において準用する法第15条の2第
8項に規定する条例で定める期間について、第5
条の3第8項の規定は法附則第59条第3項に
おいて準用する法第15条の2第9項第4号に
規定する条例で定める場合について、それぞれ準
用する。

2 第5条の4第1項の規定は法附則第59条第
3項において準用する法第15条の3第1項第
4号に規定する条例で定める債権について、第5
条の4第2項の規定は法附則第59条第3項に
おいて準用する法第15条の3第1項第7号に
規定する条例で定める場合について、それぞれ準
用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税
額控除の特例）

第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイ
ルス感染症等の影響に対応するための国税関係法
律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25
号。次条において「新型コロナウイルス感染症特
例法」という。）第5条第4項に規定する指定行
事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延
期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事

地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）
の場合において、所得割の納税義務者が、その有
する土地等につき、租税特別措置法第33条から
第33条の4まで、第34条から第35条の2ま
で、第36条の2、第36条の5、第37条、第
37条の4から第37条の6まで、第37条の8
又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、
当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅
地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良
住宅地等予定地のための譲渡に該当しないもの
とみなす。

第11条の2～第16条 （略）

の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条による改正

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	改正前
目次 (略) 第1章 総則 第1節 (略) 第2節 賦課徴収 第5条～第7条 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第8条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本条において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 第2章 普通税 第1節～第3節 (略) 第4節 特別区たばこ税 第47条～第48条の2 (略) (たばこ税の課税標準) 第49条 (略) 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。	目次 (略) 第1章 総則 第1節 (略) 第2節 賦課徴収 第5条～第7条 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第8条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、<u>においては</u>、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本条において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 第2章 普通税 第1節～第3節 (略) 第4節 特別区たばこ税 第47条～第48条の2 (略) (たばこ税の課税標準) 第49条 (略) 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。

区分	重量
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

3 ～ 1 0 (略)

第 4 9 条の 2 ～ 第 4 9 条の 5 (略)

第 5 節 ・ 第 6 節 (略)

第 3 章 (略)

付 則 (略)

区分	重量
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

3 ～ 1 0 (略)

第 4 9 条の 2 ～ 第 4 9 条の 5 (略)

第 5 節 ・ 第 6 節 (略)

第 3 章 (略)

付 則 (略)

第3条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年中野区条例第2号）新旧対照表

改正案	改正前
第1条 （略）	第1条 （略）
第2条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。	第2条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。
付則第6条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。	<u>第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u> 付則第6条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。
5 （略）	5 （略）
付則第7条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。	付則第7条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。
第4条～第5条 （略）	第4条～第5条 （略）
附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
<u>(3) 削除</u>	<u>(3) 第2条中中野区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u>
(4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 （区民税に関する経過措置）	(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 （区民税に関する経過措置）
第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に <u>令和元年度分</u> までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。	第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に <u>平成31年度分</u> までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
2・3 （略）	2・3 （略）
<u>第3条 削除</u>	<u>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改</u>

第4条～第6条 (略)	<u>正後の中野区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u> 第4条～第6条 (略)
-------------	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中野区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中中野区特別区税条例第10条第1項第2号、第17条、第23条第1項ただし書及び付則第2条の2の改正規定、同条例付則に3条を加える改正規定（付則第18条及び第19条に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中中野区特別区税条例第49条第2項ただし書の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中中野区特別区税条例付則第10条第1項及び第11条第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の中野区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

- 4 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3条第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（中野区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 中野区特別区税条例の一部を改正する条例（平成31年中野区条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 6 条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年中野区条例第 2 6 号）新旧対照表

改正案	改正前
第 1 条～第 6 条 （略） 附 則 第 1 条 （略） （区民税に関する経過措置） 第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第 2 3 条第 1 項の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、平成 3 0 年度分までの区民税については、なお従前の例による。 2 （略） （軽自動車税に関する経過措置） 第 3 条 （略） 2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第 4 条～第 6 条 （略）	第 1 条～第 6 条 （略） 附 則 第 1 条 （略） （区民税に関する経過措置） 第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第 2 3 条第 1 項の規定は、<u>平成 3 1 年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、平成 3 0 年度分までの区民税については、なお従前の例による。 2 （略） （軽自動車税に関する経過措置） 第 3 条 （略） 2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成 3 1 年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第 4 条～第 6 条 （略）

附則第 7 条による改正

中野区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 31 年中野区条例第 20 号）新旧対照表

改正案	改正前
中野区特別区税条例（昭和 39 年中野区条例第 58 号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 附 則 第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定並びに付則第 3 条の 5 及び第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定は、<u>令和元年</u> 6 月 1 日から施行する。 （区民税に関する経過措置） 第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第 23 条第 1 項の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、平成 30 年度分までの区民税については、なお従前の例による。 2 新条例第 20 条並びに付則第 3 条の 5 及び第 5 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の区民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの区民税については、なお従前の例による。 3 （略） （軽自動車税に関する経過措置） 第 3 条 新条例付則第 6 条及び第 7 条の規定は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第 4 条 （略）	中野区特別区税条例（昭和 39 年中野区条例第 58 号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 附 則 第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定並びに付則第 3 条の 5 及び第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定は、<u>平成 31 年</u> 6 月 1 日から施行する。 （区民税に関する経過措置） 第 2 条 改正後の中野区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第 3 条の 4 の 2 の規定は、<u>平成 31 年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、平成 30 年度分までの区民税については、なお従前の例による。 2 新条例第 20 条並びに付則第 3 条の 5 及び第 5 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の区民税について適用し、<u>平成 31 年度分</u>までの区民税については、なお従前の例による。 3 （略） （軽自動車税に関する経過措置） 第 3 条 新条例付則第 6 条及び第 7 条の規定は、<u>平成 31 年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第 4 条 （略）